

改正後	改正前
(保税蔵置場における貨物の同時蔵置)	(保税蔵置場における貨物の同時蔵置)
42—3 保税蔵置場においては、法第 56 条第 1 項に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のはら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。	42—3 保税蔵置場においては、法第 56 条第 1 項に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のはら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (同左)
(4) 暫定法の別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に掲げる重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの	(4) 暫定法の別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)の(1)《農林漁業用の重油及び粗油》に掲げる重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの
(5) Marine Diesel Fuel Oil のうち、定率法の別表第 2710.12 号の 1 の(3)、第 2710.19 号の 1 の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(3)に掲げる軽油、同表第 2710.19 号の 1 の(3)及び第 2710.20 号の 1 の(4)に掲げる重油並びに同表第 2710.19 号の 1 の(5)及び第 2710.20 号の 1 の(6)に掲げるその他のもので、ともに商慣習上同種のものとして取引され、かつ、全量が船用品として積み込まれるもの	(5) Marine Diesel Fuel Oil のうち、定率法の別表第 2710.11 号の 1 の(3)及び第 2710.19 号の 1 の(2)に掲げる軽油、同表第 2710.19 号の 1 の(3)に掲げる重油並びに同表第 2710.19 号の 1 の(5)に掲げるその他のもので、ともに商慣習上同種のものとして取引され、かつ、全量が船用品として積み込まれるもの
(6) 定率法の別表第 2709.00 号に掲げる原油（エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂を製造するため、オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉で熱分解用に供されるものに限る。）、暫定法の別表第 1 第 2710.12 号の 1 の(1)の C 及び第 2710.20 号の 1 の(1)の C に掲げる揮発油、同表第 2710.12 号の 1 の(2)の B の(2)、第 2710.19 号の 1 の(1)の B の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(2)の B の(2)に掲げる灯油並びに同表第 2710.12 号の 1 の(3)、第 2710.19 号の 1 の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(3)に掲げる軽油	(6) 定率法の別表第 2709.00 号に掲げる原油（エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂を製造するため、オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉で熱分解用に供されるものに限る。）、暫定法の別表第 1 第 2710.11 号の 1 の(1)の C の(1)に掲げる揮発油、同表第 2710.11 号の 1 の(2)の B の(2)の(i)及び第 2710.19 号の 1 の(1)の B の(2)の(i)に掲げる灯油並びに同表第 2710.11 号の 1 の(3)の(1)及び第 2710.19 号の 1 の(2)の(1)に掲げる軽油
(7)及び(8) (省略)	(7)及び(8) (同左)

改正後	改正前
<p>(許可の際に付する条件)</p> <p>56—14 保税工場の許可をするに際しては、令第 50 条の 2において準用する令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 次に掲げる物品を原料として使用する保税工場について、国内に引き取る見込みの製品を製造する場合（ただし、当該製品が次に掲げる物品に該当する場合を除く。）は、内国産又は輸入許可済みの原料を使用すべき旨の条件（なお、許可期間中の保税工場についても当該条件が付されているものとみなす。）</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 砂糖等で以下のもの</p> <p>関税定率法別表第 1701.14 号の 1 の(1)及び 2、第 1701.12 号、第 1701.91 号、第 1701.99 号、第 1702.30 号の 2 の(1)及び(2)の B、第 1702.40 号の 2、第 1702.60 号の 2、第 1702.90 号の 1 (分みつ糖に限る。)、2 (分みつ糖のものに限る。)、5 の(2)の A 及び B の(c)並びに第 2106.90 号の 2 の(2)の A (分みつ糖のものに限る。) に該当するもの</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い)</p> <p>56—18 暫定法の別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.12 号の 1 の(3)、第 2710.19 号の 1 の(2) 及び第 2710.20 号の 1 の(3)に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場（総合保税地域（法第 62 条の 8 第 1 項第 2 号に掲げる行為を行う施設）を含む。以下この項において同じ。）の取扱いについては、関税暫定措置法基本通達 9—10 に規定するところによるほか、次による。</p> <p>(1) 保税工場の許可</p> <p>イ 暫定法の別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20</p>	<p>(許可の際に付する条件)</p> <p>56—14 保税工場の許可をするに際しては、令第 50 条の 2において準用する令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 次に掲げる物品を原料として使用する保税工場について、国内に引き取る見込みの製品を製造する場合（ただし、当該製品が次に掲げる物品に該当する場合を除く。）は、内国産又は輸入許可済みの原料を使用すべき旨の条件（なお、許可期間中の保税工場についても当該条件が付されているものとみなす。）</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 砂糖等で以下のもの</p> <p>関税定率法別表第 1701.11 号の 1 の(1)及び 2、第 1701.12 号、第 1701.91 号、第 1701.99 号、第 1702.30 号の 2 の(1)及び(2)の B、第 1702.40 号の 2、第 1702.60 号の 2、第 1702.90 号の 1 (分みつ糖に限る。)、2 (分みつ糖のものに限る。)、5 の(2)の A 及び B の(c)並びに第 2106.90 号の 2 の(2)の A (分みつ糖のものに限る。) に該当するもの</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い)</p> <p>56—18 暫定法の別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)の(1)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.11 号の 1 の(3)及び第 2710.19 号の 1 の(2)に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場（総合保税地域（法第 62 条の 8 第 1 項第 2 号に掲げる行為を行う施設）を含む。以下この項において同じ。）の取扱いについては、関税暫定措置法基本通達 8 の 9—10 (農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等) に規定するところによるほか、次による。</p> <p>(1) 保税工場の許可</p> <p>イ 暫定法の別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)の(1)に掲げる</p>

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>号の 1 の(4)の A の(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.12 号の 1 の(3)、第 2710.19 号の 1 の(2)及び第 2710.20 号の 1 の(3)に掲げる軽油（以下この項において「外貨軽油」という。）に關税納付済の石油製品（以下この項において「ブレンド材」という。）を混合する保税作業を行う保税工場の許可は、外貨軽油及びブレンド材の蔵置及び混合並びにこれらを混合して得られる石油製品（以下この項において「農林漁業用重油」という。）の蔵置を行う場所として使用するタンクについて行って差し支えない。</p> <p>なお、保税工場の許可に際しては、「外国貨物である軽油が保税工場に置かれている間は、保税工場からいかなる石油製品の搬出も行わないこと」を条件として付するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(許可の際に付する条件)</p> <p>62 の 8—7 総合保税地域の許可をするに際しては、令第 51 条の 15 で準用される令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 次に掲げる物品を原料として使用する総合保税地域について、国内に引き取る見込みの製品を製造する場合（ただし、当該製品が次に掲げる物品に該当する場合を除く。）は、内国産又は輸入許可済みの原料を使用すべき旨の条件</p> <p>イ (省略)</p> <p><input type="checkbox"/> 砂糖等で以下のもの</p> <p>　関税定率法別表第 1701.14 号の 1 の(1)及び 2、第 1701.12 号、第 1701.91 号、第 1701.99 号、第 1702.30 号の 2 の(1)及び(2)の B、第 1702.40 号の 2、第 1702.60 号の 2、第 1702.90 号の 1（分みつ糖に限る。）、2（分みつ糖のものに限る。）、5 の(2)の A 及び B の(c)並びに第 2106.90 号の 2 の(2)の A（分みつ糖のものに限る。）に該当する</p>	<p>重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.11 号の 1 の(3)及び第 2710.19 号の 1 の(2)に掲げる軽油（以下この項において「外貨軽油」という。）に關税納付済の石油製品（以下この項において「ブレンド材」という。）を混合する保税作業を行う保税工場の許可は、外貨軽油及びブレンド材の蔵置及び混合並びにこれらを混合して得られる石油製品（以下この項において「農林漁業用重油」という。）の蔵置を行う場所として使用するタンクについて行って差し支えない。</p> <p>なお、保税工場の許可に際しては、「外国貨物である軽油が保税工場に置かれている間は、保税工場からいかなる石油製品の搬出も行わないこと」を条件として付するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> (同左)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(許可の際に付する条件)</p> <p>62 の 8—7 総合保税地域の許可をするに際しては、令第 51 条の 15 で準用される令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 次に掲げる物品を原料として使用する総合保税地域について、国内に引き取る見込みの製品を製造する場合（ただし、当該製品が次に掲げる物品に該当する場合を除く。）は、内国産又は輸入許可済みの原料を使用すべき旨の条件</p> <p>イ (同左)</p> <p><input type="checkbox"/> 砂糖等で以下のもの</p> <p>　関税定率法別表第 1701.11 号の 1 の(1)及び 2、第 1701.12 号、第 1701.91 号、第 1701.99 号、第 1702.30 号の 2 の(1)及び(2)の B、第 1702.40 号の 2、第 1702.60 号の 2、第 1702.90 号の 1（分みつ糖に限る。）、2（分みつ糖のものに限る。）、5 の(2)の A 及び B の(c)並びに第 2106.90 号の 2 の(2)の A（分みつ糖のものに限る。）に該当する</p>

改正後	改正前
<p>もの ハ (省略) (5) (省略)</p> <p>(E P A 税率を適用する場合の取扱い)</p> <p>68-5-1 E P A 税率の適用を受けようとする輸入申告（法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）又は第 62 条の 10 の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記 67-3-4(4)により E P A 税率の適用に係る原産地証明書の提出が省略される場合に限る。）に係るもの）を除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 締約国原産地証明書についての確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、令第 61 条第 1 項第 2 号イ後段かつこ書に規定する貨物である場合を除き、同号イに規定する締約国原産地証明書（後記 68-5-11 の規定により定める様式のもの及びスイス協定原産地申告）が添付されているか否か（添付されていない場合等には、同条第 4 項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。）、更に締約国原産地証明書が添付されているときは、同条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。</p> <p>(イ)～(ヘ) (省略)</p> <p>(ト) 各協定に基づく締約国原産地証明書の特徴的留意点</p> <p>(i) シンガポール品目別規則のうち、関税率表番号<u>第 0301.11 号</u>の 产品的うちのこい及び金魚以外のもの並びに<u>関税率表番号第 0301.19 号の</u>产品的規則にあっては、「The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member</p>	<p>もの ハ (同左) (5) (同左)</p> <p>(E P A 税率を適用する場合の取扱い)</p> <p>68-5-1 E P A 税率の適用を受けようとする輸入申告（法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）又は第 62 条の 10 の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記 67-3-4(4)により E P A 税率の適用に係る原産地証明書の提出が省略される場合に限る。）に係るもの）を除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 締約国原産地証明書についての確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、令第 61 条第 1 項第 2 号イ後段かつこ書に規定する貨物である場合を除き、同号イに規定する締約国原産地証明書（後記 68-5-11 の規定により定める様式のもの及びスイス協定原産地申告）が添付されているか否か（添付されていない場合等には、同条第 4 項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。）、更に締約国原産地証明書が添付されているときは、同条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。</p> <p>(イ)～(ヘ) (同左)</p> <p>(ト) 各協定に基づく締約国原産地証明書の特徴的留意点</p> <p>(i) シンガポール品目別規則のうち、関税率表番号<u>第 0301.10 号</u>の 产品的うちのこい及び金魚以外のものの規則にあっては、「The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or</p>

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.] が、品名の次に記載されるので留意する。</p> <p>(ii)～(viii) (省略)</p> <p>(九)、(十) (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.]が、品名の次に記載されるので留意する。</p> <p>(ii)～(viii) (同左)</p> <p>(九)、(十) (同左)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>